

電子納品運用ガイドライン 工事編 新旧対照表(主要箇所のみ)

項	旧(第4.0版)		新(第4.1版)		備考
	頁		頁		
表紙	-	電子納品運用に関するガイドライン(案)	-	電子納品運用に関するガイドライン	「(案)」を削除
3-4.電子納品データ作成に係る留意事項	13	-	13	15) 拡張子が4文字以上のファイルを格納する場合、受発注者協議により、ファイルを圧縮せずに、そのまま格納しても良い。この場合に使用する電子媒体はDVD-Rとする。	新規追加
3-5-1.電子媒体	15	-	15	7) 拡張子が4文字以上のファイルを格納する場合には、DVD-Rを使用する(CD-Rの使用は不可)。DVD-Rの使用については、「3-5-2.電子媒体が複数枚に渡る場合の処置」を参照。	新規追加
4-2.CAD製図において準拠する要領・基準	-	-	26	表4-1 対象工種一覧表	新規追加
	26	CAD製図基準(案)電気通信設備編 H16.6	27	CAD製図基準 電気通信設備編 H22.9	準用する基準の見直し
		地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【資料編】 H20.7		地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品運用ガイドライン【資料編】 H23.4	準用する基準の見直し
		電子化図面データの作成要領(案) H17.4		電子化図面データの作成要領(案) H23.3	準用する基準の見直し
	-		電子化図面データの作成要領(案) H23.4 高知県林業振興・環境部	摘要する要領の追加	
4-4.レイヤ名とレイヤ分類	28	レイヤ名やレイヤ分類については基本的に発注者から渡される発注図に準拠すること。新規にレイヤを作成する必要がある場合は、レイヤ名やレイヤの分類について、受発注者の協議により決定する。(CAD製図基準(案)等のレイヤ命名規則等に依らなくて良い。また、受発注者協議により日本語のレイヤ名でも良い)	28	発注図のレイヤ名やレイヤ分類がCAD製図基準(案)等に準拠している場合、受注者は、これに準拠して作成しなければならない。新規にレイヤを作成する必要がある場合も同様とする。 発注図のレイヤ名やレイヤ分類がCAD製図基準(案)等に準拠していない場合、受注者は、レイヤ名やレイヤ分類については基本的に発注者から受け取った発注図に準拠する。新規にレイヤを作成する必要がある場合は、CAD製図基準(案)等に準拠して作成する。 いずれの場合も、日本語のレイヤ名の使用は原則不可とする。CAD製図基準(案)等に規定のない場合は、受発注者の協議により決定する。	運用ルールの見直し
4-5.CADデータ互換性の確認	29	-	29	1) レイヤ名及びレイヤ分類がCAD製図基準(案)等に準拠しているか(発注者より受け取った発注図がCAD製図基準(案)等に準拠している場合のみ)	運用ルールの見直し
4-5-1.CAD製図基準(案)等に準拠したCADデータの確認(推奨)	-	-	29	受注者は、国土技術政策総合研究所が策定した「SXF表示機能及び確認機能要件書(案)」H21.3に規定された定型確認機能一覧(参照:付属資料-9)に基づき、納品するすべてのCADデータがCAD製図基準(案)等に準拠して作成されているかSXFブラウザ等を用いて確認することが望ましい。	新規追加

電子納品運用ガイドライン 工事編 新旧対照表(主要箇所のみ)

項	旧(第4.0版)		新(第4.1版)		備考
	頁		頁		
7.電子メールを活用した情報交換	—	—	39,40	新規項目	新規追加
付属資料-9	—	—	—	CADデータのチェック項目	新規追加